

## 第1回 気高地域学校統合準備委員会

令和3年3月5日（金） 19:00～

気高町総合支所

1 開 会

2 委 嘱

3 あいさつ

4 委員自己紹介

5 気高地域学校統合準備委員会設置要綱について

6 委員長及び副委員長の選出について

7 議 事

(1) 気高中学校区の4小学校に関する教育委員会の方針について

(2) 今後の進め方について

8 その他

9 閉 会

## 気高地域学校統合準備委員会委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	宝木地区まちづくり協議会会長	米田 克彦	
2	酒津地区まちづくり協議会会長	河根 裕二	
3	宝木小学校校長	田中 幸子	
4	宝木小学校 PTA 会長	上田 卓	
5	瑞穂地区まちづくり協議会会長	塩田 則夫	
6	瑞穂小学校校長	山根 啓嗣	
7	瑞穂小学校 PTA 会長	三谷 知生	
8	浜村地区まちづくり協議会会長	湯口 史章	
9	浜村小学校校長	西村 浩二	
10	浜村小学校教育振興会会長	熊田 史朗	
11	逢坂の教育を考える会会長	久野 壯	
12	逢坂小学校校長	岡本 千鶴	
13	逢坂小学校 PTA 会長	久野 慶太	
14	気高中学校校長	池原 巳途志	
15	気高中学校 PTA 会長	戸板 重則	
16	浜村保育園園長	中村 美智代	
17	浜村保育園保護者会長	小林 奨	
18	ひかり保育園園長	伊藤 正子	
19	ひかり保育園保護者会長	江谷 清隆	

(案)

## 気高地域学校統合準備委員会設置要綱

鳥取市教育委員会

(設置)

第1条 気高中学校区の4小学校の新設統合を推進するため、気高地域学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会を設置する期間は、令和3年3月5日から令和4年3月31日までとする。ただし、次条に掲げる推進事項の達成が困難であると認められる場合は、必要に応じて継続して設置できるものとする。

(推進事項)

第3条 委員会は、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）決議「気高中学校区の小学校のあり方についての基本方針」（令和2年12月22日）に基づき、次に掲げる事項について協議を推進するものとする。

- (1) 気高地域の中長期的な姿を見据えた統合の方法に関すること
- (2) 統合に伴う学校の設置場所と開校時期に関すること

(委員)

第4条 委員会の委員は30人以内とし、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 宝木小学校区、瑞穂小学校区、浜村小学校区、逢坂小学校区各検討組織もしくは、各地区のまちづくり協議会から推薦を受けた者
- (2) 宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校、逢坂小学校、気高中学校、浜村保育園、ひかり保育園の保護者代表
- (3) 宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校、逢坂小学校、気高中学校、浜村保育園、ひかり保育園の管理職又は担当教諭
- (4) その他、教育委員会が必要と認めるもの

(任期)

第5条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。ただし、推進事項の達成が困難であると認められる場合は、任期を延長することができる。

2 委員に欠員が生じた場合は、教育委員会は前条に掲げる者の中から新たに委員を委嘱することができる。この場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、無償とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会には、委員長1人、副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると委員長が認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、鳥取市教育委員会事務局教育総務課校区審議室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。



# 第1回気高地域学校統合準備委員会

## 説明資料



鳥取市教育委員会教育総務課校区審議室

(答申内容)

逢坂小学校、宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校の4校は、気高地域の中長期的な姿を見据え、新設統合する。

付記

(1) 地域における検討組織を速やかに設置し、**統合の方法、時期、新設校の位置**等について協議すること。

(2) 検討組織においては、この地域での中長期的な児童生徒数の減少の状況を踏まえ、小中一貫型の学校の設置についても**選択肢の一部として検討する**こと。

(3) 学校の新設については、設置者である教育委員会と検討組織での協議のもと、相当の時間をかけて行う。しかし、逢坂小学校の小規模化の状況は緊急の課題であることから、同校児童に関しては協議が進行している間も、**前倒して浜村小学校に編入することも検討する**こと。

## 気高中学校区の小学校のあり方についての基本方針

鳥取市教育委員会

- 1 逢坂小学校、宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校の4校は、気高地域の中長期的な姿を見据え、1つの学校として新設統合する。
- 2 新設の時期、新設校の位置、教育理念、教育環境整備、学校名、校歌等については、関係する学校および地域の関係者で構成する会議を令和2年度内を目安に立ち上げ、検討する。教育委員会はその検討結果を尊重することとする。
- 3 上記組織においては、この地域での中長期的な児童生徒数の減少の状況を踏まえ、小中一貫型の学校の設置についても選択肢の一部として検討する。
- 4 上記組織はこの地域周辺の中長期的な児童生徒数の減少の状況を踏まえ、必要に応じて同一ブロック内の中学校区との情報交換及び協議も行う。



## 基本方針1 「1つの学校として新設統合する」について

小学校	【R2】		【R22】		
	児童数	学級数	全児童数	全学級数	学校数
宝木	71	5	380 ~ 570	18 ~ 24	1 ~ 3 (含義務教育学校)
瑞穂	47	5			
浜村	227	11			
逢坂	30	4			
青谷	181	8			
鹿野学園(前期)	153	7			
計	709	40			

中学校	【R2】		【R22】		
	生徒数	学級数	全生徒数	全学級数	学校数
気高	184	6	220 ~ 290	9 ~ 12	1 ~ 3 (含義務教育学校)
青谷	105	4			
鹿野学園(後期)	76	3			
計	365	13			

## 基本方針2 「新設の時期、新設校の位置等については準備委員会の検討結果を尊重することとする」について

統合準備委員会（前期）立ち上げ

令和2年3月

協議

【重要】  
西2ブロックにも  
情報提供

教育委員会で学校の**位置や学校種を決定**

令和3年度中

統合準備委員会（後期）立ち上げ

統合準備委員会（後期）

- ・ 先進地視察
- ・ 学校目標検討
- ・ めざす子ども像協議
- ・ 教育課程検討

設計  
(新校舎建築の場合)

造成

校舎建設

4  
から  
5  
年  
程  
度

## 基本方針3 「小中一貫型の学校も選択肢の一部として検討する」について

- 1、国全体の動き 平成18年に教育基本法改正  
「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」という義務教育の目的が定められた。
- 2、本市の方向性 鳥取市教育振興基本計画 令和3年3月
  - (1) 教育の充実を図りその質を高めます！
  - (2) 郷土を愛し、豊かな心を育む学びの環境を築きます！
  - (3) 未来を創造する健やかな体を育みます！
- 3、鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針の考え方
  - この地域全体の中長期的な児童生徒数減少への対応

### 1、国全体の動き 平成18年に教育基本法改正

「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」という義務教育の目的が定められた。

⇒中、小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、全国的に小中一貫教育が行われている

## 小中一貫教育が取り組まれている背景

### ① 義務教育の目的・目標の創設

- 小学校・中学校の教職員が義務教育9年間の全体像を把握する。  
系統性・連続性に配慮した教育を行う。

### ② 教育内容や学習活動の量的・質的充実

- 授業時間数の増加
- 小学校の外国語・外国語活動、理数教育 等
- 教科担任制への移行

### ③ 発達の早期化に関わる対応

- 小学校高学年段階における発達の早期化

### ④ いわゆる「中1ギャップ」への対応

- 小学校から中学校への段差の大きさに配慮して円滑な接続を行う

### ⑤ 社会性育成機能の強化の必要性

- 家庭・地域の社会性育成機能の低下

## 2、本市の方向性 鳥取市教育振興基本計画 令和3年3月

- (1) 教育の充実を図りその質を高めます！
- (2) 郷土を愛し、豊かな心を育む学びの環境を築きます！
- (3) 未来を創造する健やかな体を育みます！

⇒ (1) において、

『①小中一貫教育を推進し、学校・家庭・地域が連携、協働しながら、児童生徒の将来に対する夢・希望や志をひらき、次代を担う人材を育成します。』

としている

# 基本方針3 「小中一貫型の学校も選択肢の一部として検討する」について

## 小中一貫教育校の制度化 H28. 4～

	義務教育学校	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年 (転校の円滑化等のため前半6年と後半3年の課程の区分は確保)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校と同じ</li> </ul>
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標の設定</li> <li>・9年間の系統性を確保した教育課程の編成</li> <li>・教育課程の特例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標の設定</li> <li>・9年間の系統性を確保した教育課程の編成 (要件)</li> <li>・教育課程の特例</li> </ul>
組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人の校長</li> <li>・1つの教職員組織</li> <li>・教員は原則小・中免許を併有 ※当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校毎に校長</li> <li>・学校毎に教職員組織</li> <li>※一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施 (要件)</li> <li>(例)・学校毎の総合調整を担うものをあらかじめ任命</li> <li>・学校運営協議会の合同設置</li> <li>・校長の併任 等</li> <li>・教員は各学校種に対応した免許を保有</li> </ul>
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の一体・分離を問わず設置可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の一体・分離を問わず設置可能</li> </ul>
措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月の学校教育法改正で措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、政省令改正で措置(10月、11月)</li> </ul>

## 基本方針4 「必要に応じて同一ブロック内の中学校区との 情報交換及び協議も行う」について

本市における少子化、学校小規模化への対応  
学校規模の適正化や適正配置、都市計画の観点。

	令和2	令和14	令和22
気高中	184	153	101~145
青谷中	105	68	57~83
鹿野学園 (後期)	76	63	42~60

令和14年度生徒数は住民基本台帳より推計

令和22年度生徒数は減少率21%~45%として推計



## 基本方針4 「必要に応じて同一ブロック内の中学校区との情報交換及び協議も行う」について

### 小学校4校のみの統合とした場合

- ☆将来的に他エリアと中学校を統合すれば・・・
- 小学校、中学校と出会う友達の広がりがある
- 適正規模が確保できる
- ▲将来的の他のエリアを含めてもう一度校区再編の可能性
- ▲かなり遠方の中学校への登校
- ☆他のエリアとの合意形成がなされなかった場合、  
中学校が小規模化、義務教育学校を再び検討する必要性

### 小中一貫型の学校とした場合

- 小中一貫教育の効果が出やすい（前出①～⑥）
- 中学校の小規模化の課題が一部解消
- 将来学校種について再検討する必要性がない
- 各地区の学校に小学生、中学生が通学
- ▲人間関係の固定化、同学年の人数が増えるわけではない
- ▲他のエリアの学校種も事実上決定してしまう

## 気高中学校区の小学校のあり方についての基本方針

鳥取市教育委員会

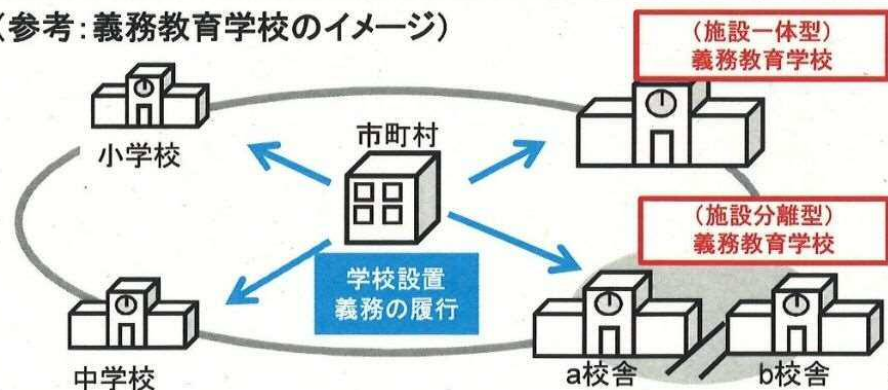
- 1 逢坂小学校、宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校の4校は、気高地域の中長期的な姿を見据え、1つの学校として新設統合する。
- 2 新設の時期、新設校の位置、教育理念、教育環境整備、学校名、校歌等については、関係する学校および地域の関係者で構成する会議を令和2年度内を目安に立ち上げ、検討する。教育委員会はその検討結果を尊重することとする。
- 3 上記組織においては、この地域での中長期的な児童生徒数の減少の状況を踏まえ、小中一貫型の学校の設置についても選択肢の一部として検討する。
- 4 上記組織はこの地域周辺の中長期的な児童生徒数の減少の状況を踏まえ、必要に応じて同一ブロック内の中学校区との情報交換及び協議も行う。

## 学校教育法等の一部を改正する法律の概要

### 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・ 位置付け	□ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
設置者・ 設置義務	□ 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係) □ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
目標・ 修業年限	□ 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係) □ 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
教職員 関係	□ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係) □ 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
施設整備	□ 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

(参考:義務教育学校のイメージ)



※就学指定、教育課程の特例等については、政省令で整備

### 施行期日

平成28年4月1日

(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)

## 小中一貫教育等についての実態調査の概要 ②

### 5. 学年段階の区切りについて

- 6-3 : 810件 (72%)      ○ 4-3-2 : 293件 (26%)      ○ 5-4、4-5 : 3件 (0.3%)

### 6. 成果・課題について

#### 【成果の状況】

- 成果が認められる 88%

(大きな成果が認められる(10%)、成果が認められる(77%))

- ① 中学校進学に不安を覚える児童が減少
- ② 中1ギャップが緩和された
- ③ 小・中の教員間で協力して指導に当たる意識が向上
- ④ 小・中で共通で実践する取組が増えた
- ⑤ 小・中で互いの良さを取り入れる意識が高まった

#### 【課題の状況】

- 課題が認められる 87%

(大きな課題が認められる(7%)、課題が認められる(80%))

- ① 教職員の負担感・多忙感の解消
- ② 小・中の教職員間での打ち合わせ時間の確保
- ③ 小・中合同の研修時間の確保

### 7. 効果的な一貫性の確保の取組について

- 以下に当てはまる取組の方が「大きな成果が認められる」、「成果が認められる」と回答する割合が上昇する傾向

- |                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| ① 取組の開始から一定程度年数が経過している場合 | ⑤ 学年段階の区切りを4-3-2などに変更した場合 |
| ② 小学校における教科担任制を導入した場合    | ⑥ 9年一貫の教育目標やカリキュラムを導入した場合 |
| ③ 小・中学校教員の乗り入れ授業を実施した場合  | ⑦ 施設一体型とした場合              |
| ④ 1人の校長が小・中学校を兼務した場合     |                           |

## 資料 3

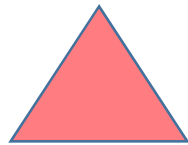
### 学校の小規模化



- ・ きめ細やかな指導
- ・ 運動場、プール等施設の空間的ゆとり
- ・ 発表の機会、リーダーになる機会



▲ ①子ども自体が少ない ②学級数が少ない ③先生の配置が少ない



- ・ 複式学級の増加
- ・ 集団での学びや経験の不足
- ・ 人間関係の固定化



しかし、それぞれの学校が、地域づくりの核であり、文化の拠点であり、防災拠点である。



地域で存続を検討する場合は、児童の教育環境に配慮した魅力ある学校づくりに努める必要がある（教育の機会均等）

## 資料 4

小学校	【R2】			【R22】		
	児童数	学級数		全児童数	全学級数	学校数
宝木	71	5	⇒	380 ~ 570	18 ~ 24	1 ~ 3 (含義務教育学校)
瑞穂	47	5				
浜村	227	11				
逢坂	30	4				
青谷	181	8				
鹿野学園(前期)	153	7				
計	709	40				

中学校	【R2】			【R22】		
	生徒数	学級数		全生徒数	全学級数	学校数
気高	184	6	⇒	220 ~ 290	9 ~ 12	1 ~ 3 (含義務教育学校)
青谷	105	4				
鹿野学園(後期)	76	3				
計	365	13				

## 小中一貫教育の取組の実際

### ①教育課程【9年間の連続性の確保】

- 一貫カリキュラムの作成
- 授業スタイルの統一、
- 合同行事の実施 交流行事の実施 等

### ②教育課程【学年段階の区切りの設定】

- 4-3-2、5-4などのブロック制の導入

### ③教育課程【教育課程の特例の活用】

- 独自教科の設定
- 指導内容の入れ替え、移行

### ④指導方法・指導体制の改善

- 小・中乗り入れ授業
- 小学校の教科担任制、
- 習熟度別指導の導入 等

# 資料 6

## 小中一貫教育の取組の実際

## 鹿野学園

りゅうしゃがわ  
**流沙川学舎** (元鹿野小校舎)

1年 2年 3年 4年 5年

初等ブロック

基盤となる学びづくり

中等ブロック

応用・活用できる学びづくり

入学式

雛鷺の  
立初め式

若鷺の  
立志式

学級担任制

一部教科担任制

教科担任制

新設教科「表鷺科」 (あらわしか)

なかよし班活動 / 縦割り班活動

宿泊学習

修学旅行

宿泊学習

宿泊学習

職場体験  
学習

修学旅行

小体連

中体連

おうしゃじょう  
**王舎城学舎** (元鹿野中校舎)

6年 7年 8年 9年

高等ブロック

総合・探究できる学びづくり

入学舎式

表鷺の  
巣立ち式  
卒業式

宿泊学習

修学旅行

宿泊学習

宿泊学習

職場体験  
学習

修学旅行

小体連

中体連



### 小中一貫教育の成果

- いわゆる「中1ギャップ」が解消された
- 中学校への進学に不安を覚える児童が減少した
- 小・中学校共通で実践する取り組みが増えた
- 小中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった
- 小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった
- 上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった
- 下級生に上級生に対するあこがれの気持ちが強まった
- 異学年の児童生徒の交流が深まった

### 小中一貫教育の課題

- 小中の教職員間での打ち合わせ時間の確保
- 教職員の負担感・多忙間の解消
- 小中の教職員の合同の研修時間の確保
- 児童生徒間の交流を図る際の移動手段・移動時間の確保
- 小学校高学年のリーダー性、主体性の育成
- 児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮

### 小中一貫教育校になっても残る課題

- 同学年の児童生徒数は変わらない
- 部活動のメンバーが増えない（顧問は増える）
- 節目がつきにくい

## 資料 9

### 本市としての適正規模の基準

鳥取市校区審議会では、法令や国の基準等を参考にして、公立学校の適正規模について以下のような議論を進めました。

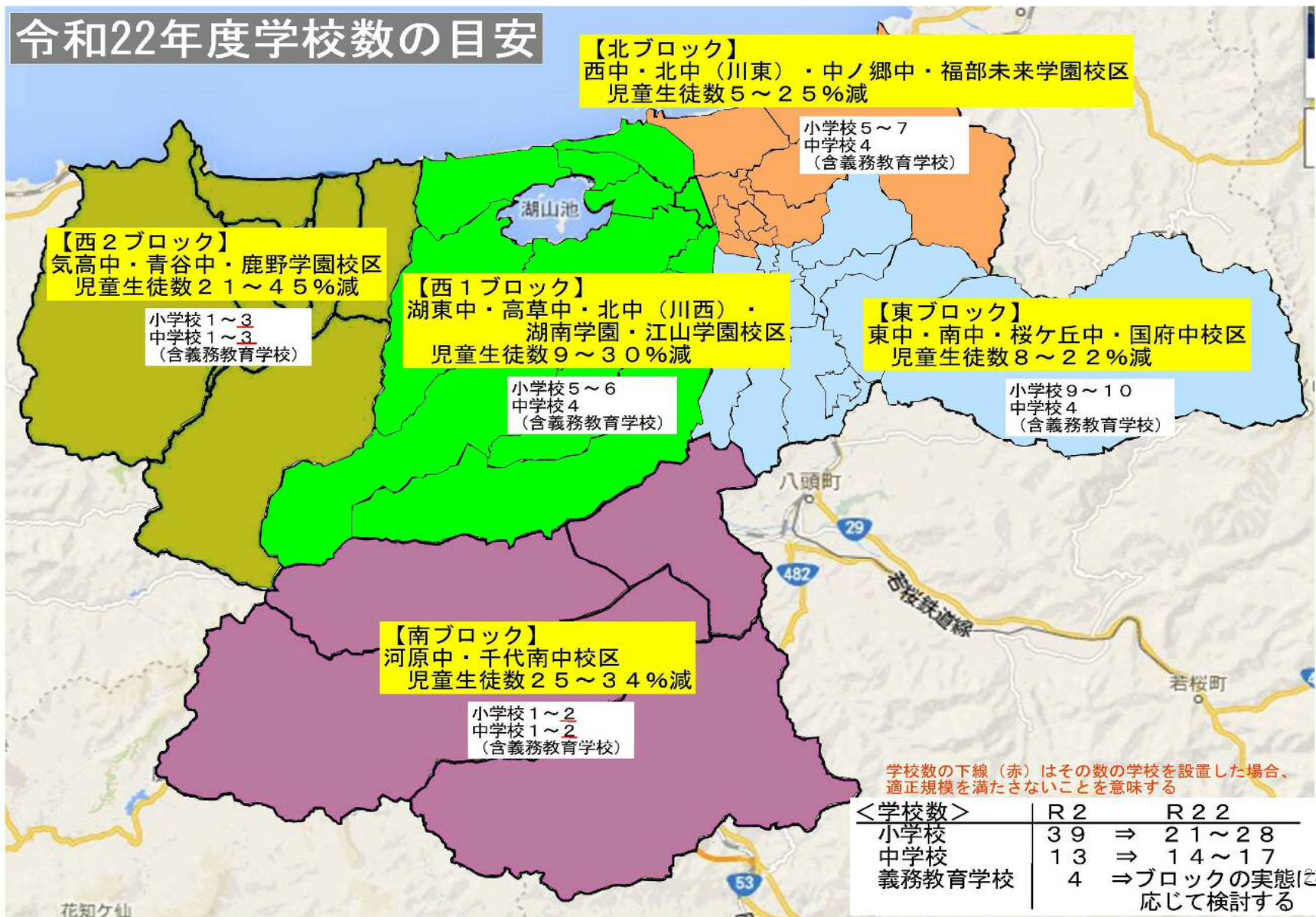
	小学校	中学校	義務教育学校
1校あたりの学級数	12～18学級	9～18学級	9～27学級

ただし、1学年の人数が極端に減少する場合は、学校統合の適否について検討する。

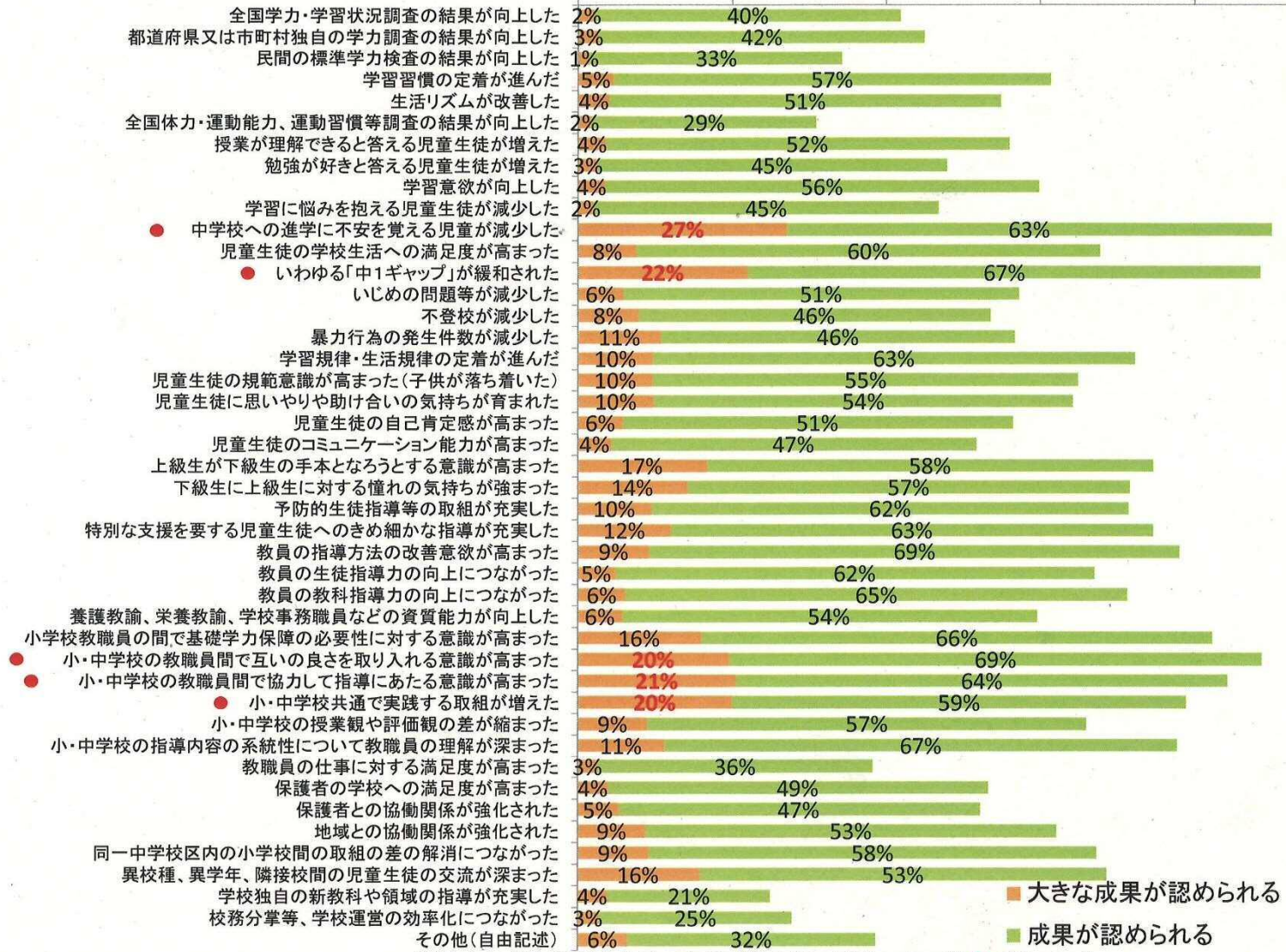
20年後には何校必要？

# ブロック分けについて

## 令和22年度学校数の目安



## 小中一貫教育の成果



※「大きな成果が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

N=1130(小中一貫教育実施件数)

## 小中一貫教育の課題



N=1130(小中一貫教育実施件数)

## 小学校1校-中学校1校 という形をとる場合

- ▲中学校の小規模化の課題が残る
- ▲小中連携の点では一体型の形態において成果が出ている
- ▲鹿野、青谷の意向を確認する必要がある（スピード感）

## 小中一貫型の学校とする場合

- ▲将来的な選択肢の幅が制限される
- ▲施設を共用する可能性がある
- ▲設置場所が限定される

## 逢坂の教育を考える会

要望書提出 2017.8.31

- 1 気高町内の小学校と新設統合すること。
- 2 統合に際して、児童が新しい環境に適応できるための施策を講ずること。
- 3 子どもたちの安全な通学手段が確保されるよう対策を講ずること。
- 4 地域の郷土愛を育む教育を継続すること。



## 瑞穂小学校のあり方を考える会

要望書提出 2020.3.27

- 1 気高町内の小学校と**新設統合**をすること。
- 2 児童が新しい環境に適応できるようきめ細やかな対策を講ずること。
- 3 スクールバスを運行し、安全で利便性の良い通学手段を講ずること。  
また、通学にあたり保護者に新たな経済的負担がないよう配慮すること。
- 4 各地域の郷土愛を育む教育に配慮すること。

## 宝木小学校区のあり方を考える会

要望書提出 2020.3.27

将来のさらなる人口減少、少子・高齢化を踏まえ、子どもたちがより豊かな教育を受けたくましく成長していくために、総合的な見地から気高中学校エリアの4小学校を1校に統合し、新しい学校づくりに早急に着手して下さるよう要望します。

統合の条件、過程については次のことを尊重してください。

- 1 校舎は可能な限り通学時間に不均衡がない位置に新しく整備し、スクールバスを運行して安全で効率的な通学手段を確保するよう対策を講じること。
- 2 学校の一体感の醸成を目指した教育を推進すること。
- 3 児童が新しい環境に適応できるための対策を講じるとともに、地域の郷土愛を育む教育を継続すること。
- 4 閉校した校舎については、防災や地域振興等に有効活用するよう地域とともに検討すること。
- 5 統合に際しては、保護者、住民を含めた準備委員会を設置し、意見を十分取り入れること。

# 気高地区4校からの要望書の確認

## 浜村地区の教育のあり方を考える会

要望書提出 2020.9.24

- 1 気高地域の小学校の新設統合  
気高地域の4つの小学校を1つの小学校に新設統合すること。
- 2 「気高地域小学校統合準備委員会（仮称）」の設立
  - (1) この度の当会の要望により、「気高地域の小学校の新設統合」に向けて気高地域の4つの小学校区の要望が出揃ったことから、統合に関する必要事項について具体的に協議及び調整するため、各校区の住民代表、各小学校の保護者代表及び学校代表、各保育園の保護者代表等で組織する「気高地域小学校統合準備委員会（仮称）」を早期に立ち上げること。
  - (2) 統合準備委員会での協議内容や決定事項については、各校区の住民に会報等で適宜周知すること。

### 前倒しして統合することについて 逢坂の教育を考える会

要望書提出 2020.12.17

前倒しでの統合は検討しない。

#### 要望

新設統合に向けて下記の事業の実施と予算措置をお願いします。

- (1) 他校と時間割を合わせ合流（合同）学習を通年で行うこと。
- (2) 合流（合同）学習にかかる費用などの予算化をすること。
- (3) 合流（合同）学習の実施について他校の児童や保護者、地域住民の相互理解を図ること。